

長南町ソーシャルメディア運用ガイドライン

長南町が運用するソーシャルメディア運用ガイドラインを次のとおり定める。

1. 目的

この運用ガイドラインは長南町（以下「町」という。）及び長南町職員（以下「町職員」という。）が町政情報の発信等のため、ソーシャルメディアを利用するにあたり、基本的な運用方針について定めるものである。

2. 定義

本運用ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、LINEやYouTubeなど、インターネットを利用して情報を発信する、または相互に情報をやり取りする情報伝達手段のことをいう。

3. 適用範囲

本運用ガイドラインは、町が運用するソーシャルメディアの公式アカウント（以下「長南町公式アカウント」という。）に対して適用する。

4. 基本方針

長南町公式アカウントは、町職員が運用する。専ら情報発信のみに利用し、原則としてユーザー投稿への返信は行わないこととする。

個別の情報提供や相談についても原則受け付けないこととするが、平時と異なる（主に災害時）対応が必要とされる場合には、状況に応じて情報の受付、返信等の対応を行うこととする。

5. 免責事項

- （１）発信、掲載前に十分精査を行い、正確な情報発信に努めることとするが、情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。
- （２）ユーザーが長南町公式アカウントの情報をを用いて行う行為について、町は一切の責任を負わないものとする。
- （３）長南町公式アカウントに関連し、ユーザー間、または第三者間でトラブル等が発生した場合について、町は一切の責任を負わないものとする。
- （４）上記のほか、長南町公式アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、町は一切の責任を負わないものとする。

6. 運用に関する基本原則

ソーシャルメディアの運用に関する基本原則は、次のとおりとする。

- （１）町職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、町職員であること

の自覚と責任を持たなければならない。

- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を厳守しなければならない。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。
- (4) 長南町公式アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
- (5) 発信する情報は正確に記述するとともに、一度ネットワークに公開された情報は完全に消去できないことを理解し、内容について誤解を招かないよう十分注意しなければならない。
- (6) 第三者等の投稿等の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行わなければならない。
- (7) 意図せずして自らが発信した情報によって、他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関して攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けなければならない。

7. 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合、予告なく投稿の削除、アカウントのブロックを行うものとする。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、町または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (12) その他、町が不適切と判断したもの